

# 令和8年度（瀬戸市）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

## 1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

## 2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、瀬戸市内全域とする。

## 4 現状

### （1）生息環境と土地の利用状況

本市は、市域の約57%を森林が占めている。「2023年度 愛知県林業統計書」によると、民有林では約60%に当たる3,152haが天然林であり、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、森林は主に市北部から東部にかけて広がっており、その大部分が西三河地方や岐阜県の山間部と接しているため、地理的条件からも隣接地域からイノシシが移動しやすい。なお、森林のうち約2,578haが愛知高原国定公園や愛知県自然環境保全地域に指定されている他、東京大学附属演習林生態水文学研究所が822haを有するなど、保護・保全等されている森林が多く、市内においても連続した森林がイノシシの移動をより容易にしていることが推察される。

また、山間部の農地の大部分は、森林内に点在しており、中山間地域及び里山の農地は、谷間を開墾した谷津田や、山腹の緩斜面を利用していることが多く、被害を受けやすい。

### （2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。瀬戸市では、ほぼ全域でイノシシの分布が見られる。

また、愛知県内の令和6年度末における生息数は14,188頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、山林が多い市北部から東部にかけては10～15頭/Km<sup>2</sup>と比較的高く、市街地である市南西部は5頭/Km<sup>2</sup>以下となっている。目撃情報は市全域から寄せられ、特に近年は住宅地や校庭など、人の生活に近

い場所における目撃・出沒や被害の報告も多い。

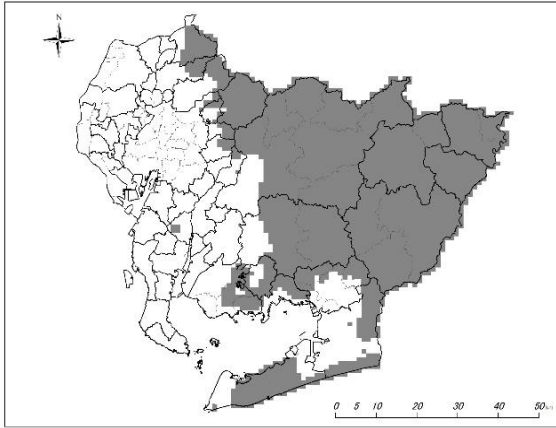


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)  
(出展) 愛知県自然環境課資料

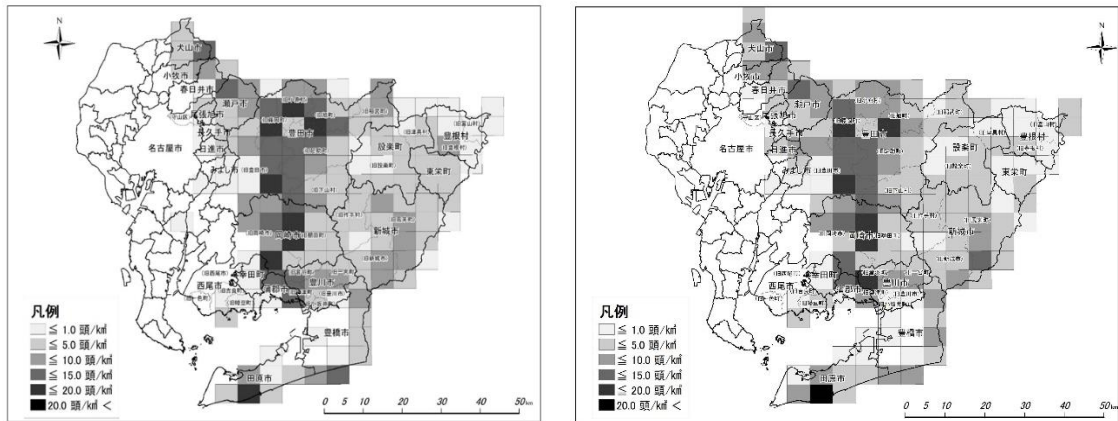


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度  
(左：H29 年度、右：R6 年度) (出展) 愛知県自然環境課資料

### (3) 被害の状況

令和4年度から令和6年度までの農作物被害状況を表1に示す。

※被害状況については、市へ申告された内容を計上したものとする。

表1 瀬戸市における被害の状況

R4			R5			R6		
被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
2.06	7.904	1,657	4.07	12.908	1,861	8.85	8.19	1,561

(出展) 市農林課資料

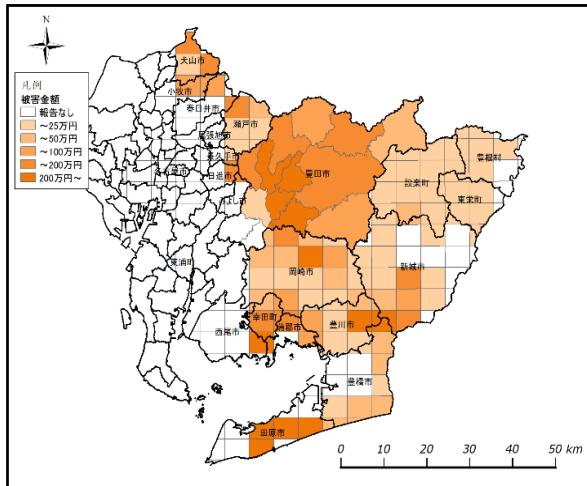


図3 愛知県における農業被害額（R6年度）  
（出展）愛知県自然環境課資料

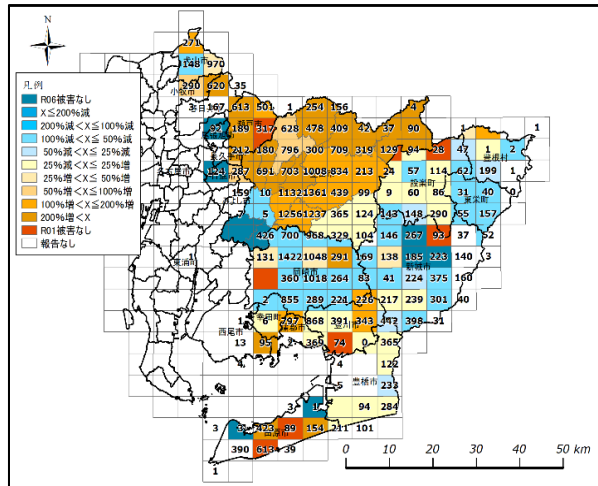


図4 愛知県における農業被害額の変化（R1→R6年度）  
（出展）愛知県自然環境課資料

また、農作物被害以外については、学校の校庭、公園のほか民家の庭など、市街地など人の生活に近いエリアでの被害報告・相談が増加している。被害量等の正確な把握はないものの、近年の相談件数からも、生活環境への被害が増加していると推察される。

市内における豚熱の発生状況は、平成31年3月及び4月、令和元年7月に豚舎における発生を確認しており、防疫措置が執られている。野生イノシシにおける発生は、令和4年度に7件、令和5年度に6件、令和6年度に2件確認されているが、令和7年度においては12月までに確認されていない。しかし、近隣である豊田市では複数例確認されており、今後の増加が懸念される。

#### （4）対策の実施状況と評価

##### ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は図5に示すとおりである。

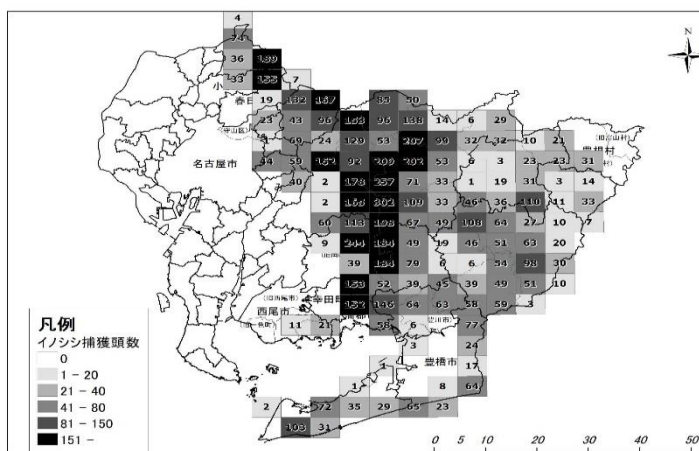


図5 愛知県における捕獲分布図（R6年度）（出展）愛知県自然環境課資料

本市における個体数調整による捕獲状況を表2に示す。捕獲はすべて罾によるものとなっている。捕獲頭数は、200頭台後半で推移してきたが、令和元年度は77頭と大きく落ち込んでいる。これは市内養豚業者において豚熱が確認された時期と重なっており、豚熱による影響があったものと思われる。令和2年度以降の捕獲数は豚熱前の水準に戻っている。

表2 瀬戸市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0	0	0
	罾	77	278	237	299	310	410	450
捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	70	228	230	257	288	345	392
	幼	7	50	7	42	22	65	58

(出展) 市環境課資料

### イ 被害防除に係る対策

市内においては、防護柵及び電気柵の設置が地域の状況に応じて実施されている。

また、当市では、農地だけではなく住宅地の植栽等でも被害が拡大していることから、広く市民に向けても防除対策の周知を行っている。

表3 瀬戸市における防除対策の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
防護ネット	0 km	0 km	0 km	0.2 km	0 km	0 km	0 km
防護柵	0 km	0 km	0 km	1.157 km	0.762 km	0.324 km	0.539 km
電気柵	0.448km	0.513km	0 km	2.53 km	8.542 km	3.439 km	2.113 km
その他	-	-	-	-	-	-	-

※R4年度より、市単独補助金分も加算

(出展) 市農林課資料

### ウ 生息環境管理に係る対策

生息環境管理は、主に藪の刈り払いを中心に実施している。一方で、未収穫農作物の回収は、なかなか進んでいないのが現状である。

また、人家周辺の生ごみや家庭菜園等における野菜・果物くず等の管理について市民に広く周知し、餌場としないよう努めている。

表4 瀬戸市における生息環境管理対策の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
未収穫農作物の回収	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
その他	-	-	-	-	-	-	-

(出展) 市農林課資料

## 5 評価

被害動向と対策の評価について表5に示す。被害動向は依然として増加している。特に被害量の評価は困難であるものの、市民からの被害報告・相談は増加しており、市街地における生活環境への被害は増加傾向にあると推察される。

捕獲対策は、市街地近くにおける捕獲も想定されることから、捕獲等に伴う危険の予防及び静穏の保持のためすべて罠による捕獲としている。被害動向の軽減までには至っていないが、捕獲による対策は一定の効果を上げていると評価できる。

また、被害防除対策及び生息環境管理対策についても、現在実施している防護柵、電気柵は非常に高い効果を、藪の刈り払いは一定の効果を上げていると評価できる。ただし、現在把握しているのは農地における対策のみであるため、生活環境への被害防止に向け適切な対策の周知を図っていく必要がある。

表5 瀬戸市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
	銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
増加	—	○	—	◎	◎	—

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他 (内容)
○	—	—

(出展) 市農林課資料

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

## 6 管理の目標

### (1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

瀬戸市は、「管理エリア」に該当する。在来個体群の分布が確認されている地域であり、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、

農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。特に生息密度、捕獲頭数が共に多い市北部から東部においては、分布域の縮減及び生息密度の低減を図るため、捕獲と被害防除対策に注力する必要がある。

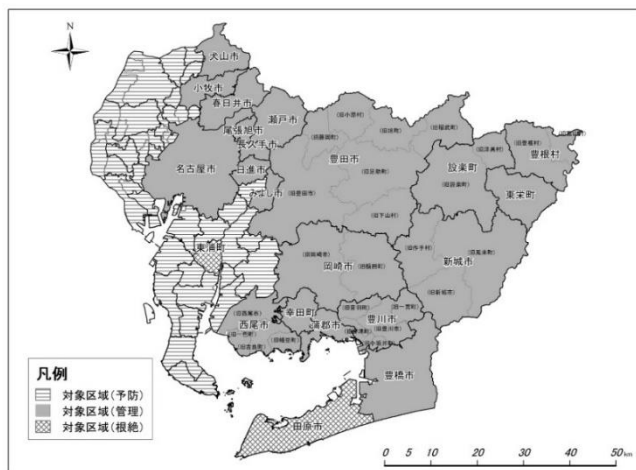


図6 対象区域及び類型区分  
(出展) 愛知県自然環境課資料

## (2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

瀬戸市は、管理エリアに該当するため、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る必要がある、引き続き高い捕獲圧をかけていく必要がある。また、捕獲対策と並行して被害防除対策及び生息環境管理対策を進めていく。

併せて、生活環境への被害防止に向け、市民に広く周知・啓発を行っていく。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

## 7 数の調整に関する事項

### (1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕

獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、瀬戸市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

## (2) 捕獲計画

令和7年度までの捕獲実績を踏まえ、次年度の捕獲計画(案)を表7に示す。なお、捕獲手法は令和8年度においてもすべて罠で行うものとする。

表6 瀬戸市における令和8年度の捕獲計画(案)

捕獲手法別		合計
銃	罠	
0	450	450

## (3) 計画を達成するために実施する対策

捕獲に従事する担い手の確保に向け、瀬戸市鳥獣害対策連絡協議会による狩猟免許取得補助金により、わな猟免許取得に必要な経費の一部(上限2万円)を補助する。

また、効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせて捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。

## 8 被害防除対策に関する事項

### (1) 実施計画

被害防除対策の実施計画について表7に示す。令和8年度は農作物被害の軽減を目的に、電気柵を中心に防除対策を行う。

表7 瀬戸市における令和8年度の防除対策の実施計画(案)

防除対策			
防護ネット	防護柵	電気柵	その他(内容)
0 km	0.5 km	1.7 km	—

### (2) 計画を達成するために実施する対策

農地における電気柵及び防護柵等資材については、瀬戸市有害獣類被害防止対策補助金により経費の1/2(上限3万円)の補助を行っている。近年では、

小規模ではあるものの電気柵の導入が多く、引き続き補助金等支援策を講じることで推進を図っていく。

## 9 生息環境管理に関する事項

### (1) 実施計画

生息環境管理対策の実実施計画（案）を表8に示す。

引き続き、一定の効果がある藪の刈り払いを中心に、生息環境管理を行っていく。また、未収穫農作物の回収についても実施を予定している。

また、人家周辺の生ごみや家庭菜園等における野菜・果物くず等の管理についても引き続き市民への周知に努め、餌場としないことで、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

表8 瀬戸市における令和8年度の生息環境管理対策の実実施計画（案）

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
実施予定	実施予定	—

### (2) 計画を達成するために実施する対策

農作物被害だけでなく市街地における生活環境への被害も増加しており、農業者だけでなく一般の市民が取り組むことも必要である。チラシなどの活用により藪の刈り払いや未収穫農作物の回収といった対策とその効果の周知を継続し、対策の推進を図っていく。

## 10 その他の管理のために必要な事項

### (1) 実施計画の実施体制

#### ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

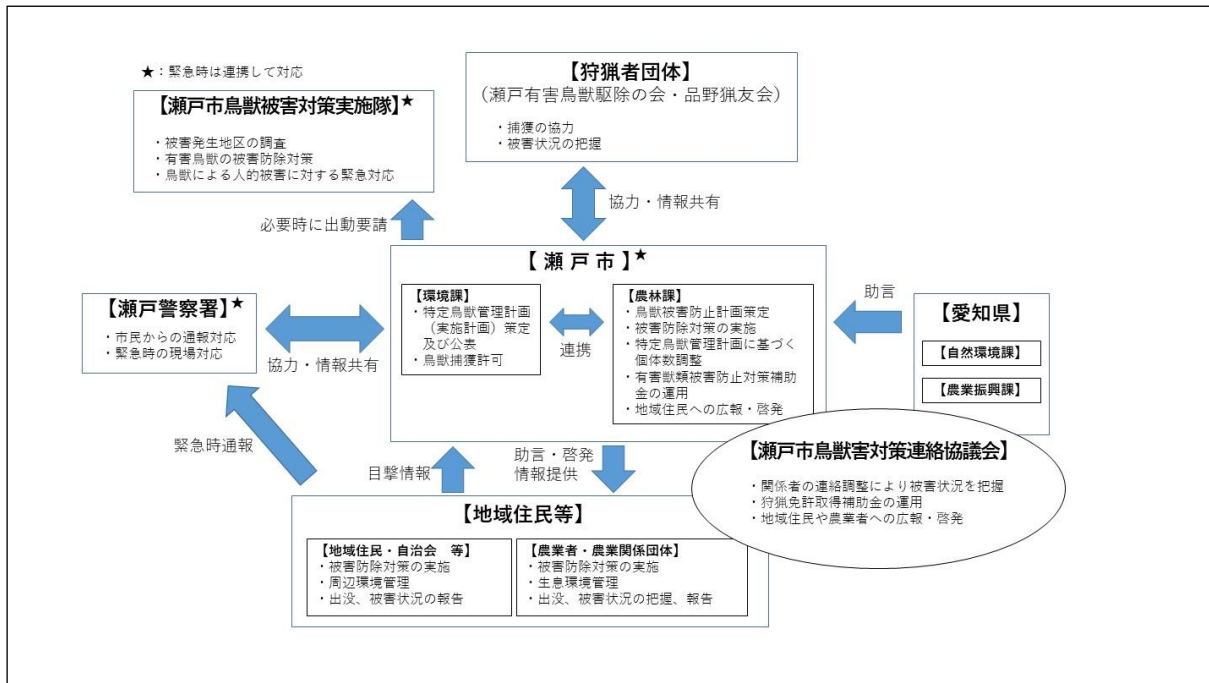
なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

#### イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、

捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

また、猟友会等関係機関との関係を密にし、鳥獣被害防止特措法第9条第1項の規定に基づく瀬戸市鳥獣被害防止計画と調整した上で、捕獲状況、被害状況、出没状況等の情報の常時把握に努めるとともに、実施計画の捕獲目標に向けた共通認識を集落のレベルまで共有して捕獲体制の整備を進める。



## (2) 市街地出没への対応

本市は、市街地においても多くの目撃情報や被害報告・相談が寄せられている。そのうちの多くが人家植栽や学校校庭における被害など、人の生活に非常に近い場所におけるものであり、こうした報告はほぼ市内全域から寄せられている。

### ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

### イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知

識の普及啓発に努める。

なお、市街地周辺における捕獲は、人身被害などの恐れもあるため安全の確保を十分に行ったうえで慎重に行っているが、引き続き対応に努めるとともに市民への周知と理解を進めていく必要がある。

### (3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

### (4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

#### ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されているほか、近隣国ではアフリカ豚熱の感染事例が報告されていることから、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

#### イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被

害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

#### **（５）ジビエの振興等活用策**

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲した個体を地域の食物資源としていくことは、生きものの命を大切にしながら、貴重な未利用地域資源を活用していくことであり、これは地域振興を図るための有効な手段である。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあるが、今後は、全国のジビエ振興の成功事例を注視していくこととする。